

第1版

2021.3.9

令和3年福島県沖地震 被災者支援制度

このたび、福島県沖を震源とする地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

被災された皆さまの生活再建のために、町や国・県の支援制度等をまとめましたので、ご活用ください。



鏡石町災害対策本部

各種支援制度については、国・県・町において新たな支援も検討しております。

最新の情報については、町役場にお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。

【<https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/>】

目 次

分野	No.	支援制度名	頁
証明書等	1	り災証明の交付	1
	2	被災証明書交付	2
貸付金	3	災害援護資金貸付金	3
税関係 上下水道料 (減 免)	4	個人町県民税の減免	5
	5	固定資産税の減免	6
	6	国民年金保険料の減免	7
	7	上下水道料金の減免	8
福 祉	8	障がい福祉サービス等利用者負担額の減免	9
子育て 教 育	9	就学援助制度	10
	10	育英資金の返還猶予	11
	11	児童扶養手当の所得制限の緩和特例措置	12
	12	特別児童扶養手当の所得制限の緩和特例措置	13
	13	被災児童・生徒への学用品の支給	14
住 宅	14	住宅応急修理制度	15
	15	被災家屋等の解体・撤去	16
	16	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	17
農 業	17	農業被害証明書交付	18
	18	農業等の被害相談窓口	19
	19	農地等の被害相談窓口	20
商工業	20	被災中小企業・小規模事業者 特別相談窓口	21
	21	日本政策金融公庫 災害復旧貸付	22
	22	中小企業基盤整備機構小規模企業共済災害貸付	23
	23	セーフティーネット保証	24
	24	災害対策融資制度(利子補給)	25
	25	中小企業等グループ補助金 (なりわい再建支援事業)	26

No. 1

り災証明の交付

1 支援の種類	証明書
2 支援の内容	町が実施する家屋の被害調査結果に基づき、「り災証明書」を発行いたします。
3 活用できる方	災害により住家の被害を受けた町内居住者
4 必要書類	被災状況がわかる写真
5 手続き	2月17日（水）～3月31日（水） 9：00～17：00 役場税務町民課へ証明書交付申請書を提出 ※調査結果に基づき証明書を交付
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平 日】午前9時 ～ 午後5時
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114

No. 2

被災証明の交付

1 支援の種類	証明書
2 支援の内容	家屋及び家屋以外の工作物（物置、カーポート等）、自動車や家電製品などの被災について、証明します。 ※この証明書は「被災の程度」を証明するものではありません
3 活用できる方	災害により所有する資産が被災した方
4 必要書類	被災状況がわかる写真、修繕見積書など
5 手続き	被災証明書交付申請書を提出してください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平 日】午前9時 ～ 午後5時
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114

1 支援の種類	貸付金
2 支援の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は、次のページのとおりです。
3 活用できる方	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 (2) 家財の3分の1以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊 ※貸付を受けるには連帯保証人をつける必要があります。 ※所得制限があり、所得制限は次のページのとおりです。
4 必要書類	申込みに必要な書類は、次のページのとおりです。 ※申込み期限は、令和3年5月31日までとなります。
5 手続き	必要書類を取り揃え、町福祉こども課で申請してください。
6 提出・申請先	町福祉こども課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210

災害援護資金貸付金 貸付限度額等

貸付限度額	1 世帯主に1ヵ月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	※住居を建て直す場合	350万円
	エ 住宅の全壊	350万円
	2 世帯主に1ヵ月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	※住居を建て直す場合	250万円
	ウ 住居の全壊	250万円
	※住居を建て直す場合	350万円
貸付利率	無利子	
据置期間	3年	
償還期間	10年(据置期間を含む。)	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
申込期限	令和3年5月31日	

所得制限

世帯人員	市町村民税における令和2年度(令和元年中)の総所得金額
1人	220万円以下
2人	430万円以下
3人	620万円以下
4人	730万円以下
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

申込に必要な書類

申込に必要な書類	申込人			連 帯 保証人
	全半壊	家財1/3	負傷のみ	
(1)災害援護資金借入申込書 (所定のもの)	○	○	○	
(2)住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○
(3)所得・課税証明書(平成30年分) ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの)	○	○	○	○
(4)医師の診断書	△	△	○	
(5)り災証明書の写し	○	○	○	
(6)解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要	△			
(7)契約書の写し等 ※補修・購入に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況がわかる写真等	○	○		

○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類

1 支援の種類	税の減免																										
2 支援の内容	令和3年度町県民税について、令和3年4月1日以降に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免します。 ・普通徴収：令和3年度1期分以降 ・給与特別徴収：令和3年度6月徴収分以降 ・年金特別徴収：令和3年度4月徴収分以降 （1）納税義務者の所有に係る住宅（控除対象配偶者及び扶養親族が所有しているものを含む）又は家財が、災害により3/10以上の損害を受けた場合。（合計所得1,000万円以下の方に限ります。） <table><tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>損害の程度が3/10以上 5/10未満のとき (中・大規模半壊)</th><th>損害の程度が5/10以上のとき（全壊）</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>1/2</td><td>全部</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>1/4</td><td>1/2</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>1/8</td><td>1/4</td></tr></table> （2）農作物の減収による損失額が、平年の収入金額の3/10以上となり、農業所得以外の所得金額が合計400万円以下の場合。（合計所得1,000万円以下の方に限ります。） <table><tr><th>前年の所得金額</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全部</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>8/10</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>6/10</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>4/10</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>2/10</td></tr></table> ※(1)、(2)の損害程度の判定は、保険金等により補てんされた金額は除くことになります。	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が3/10以上 5/10未満のとき (中・大規模半壊)	損害の程度が5/10以上のとき（全壊）	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超	1/8	1/4	前年の所得金額	減免の割合	300万円以下	全部	400万円以下	8/10	550万円以下	6/10	750万円以下	4/10	750万円超	2/10
合計所得金額	減免の割合																										
	損害の程度が3/10以上 5/10未満のとき (中・大規模半壊)	損害の程度が5/10以上のとき（全壊）																									
500万円以下	1/2	全部																									
750万円以下	1/4	1/2																									
750万円超	1/8	1/4																									
前年の所得金額	減免の割合																										
300万円以下	全部																										
400万円以下	8/10																										
550万円以下	6/10																										
750万円以下	4/10																										
750万円超	2/10																										
3 活用できる方	・自己又は控除対象配偶者及び扶養親族が所有している住宅に半壊以上の被害認定を受けた方 （倉庫、店舗等の非住宅や居住していない住宅は対象になりません） ・家財の損害程度が3/10以上の方 ・農作物の減収による損害程度が平年の収入の3/10以上の方																										
4 必要書類	（1）減免申請書 （2）添付書類 ①り災証明書 ②保険金等がある場合は、金額がわかる書類を添付																										
5 手続き	税務町民課窓口で減免の申請をしてください。																										
6 提出・申請先	税務町民課																										
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分																										
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114																										

1 支援の種類	税の減免
2 支援の内容	令和3年度固定資産税について、被害の程度に応じて減免します。 対象納期限：第1期～第4期 (1) 土地 被害面積が8/10以上 : 全額減免 被害面積が6/10以上8/10未満 : 8/10減免 被害面積が4/10以上6/10未満 : 6/10減免 被害面積が2/10以上4/10未満 : 4/10減免 (2) 家屋 全壊など被害程度が5/10以上 : 全額減免 大規模半壊など被害程度が4/10以上5/10未満 : 6/10減免 半壊など被害程度が2/10以上4/10未満 : 4/10減免
3 活用できる方	納税義務者
4 必要書類	減免申請書
5 手続き	り災証明書が発行された方については、別途ご案内いたします。 事業用の償却資産の減免についてはお問い合わせください。
6 提出・申請先	税務町民課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 税務グループ 電話0248-62-2114

1 支援の種類	年金保険料の免除
2 支援の内容	国民年金保険料免除 ※年金支給の際の算定においては、免除期間は納付した場合と比べ、1/2として算定されます。 【免除期間】令和3年1月分から令和5年6月分
3 活用できる方	国民年金保険第1号被保険者で、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること。
4 必要書類	・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・被災状況届若しくは災証明書
5 手続き	税務町民課若しくは郡山年金事務所の窓口で免除の申請をしてください。
6 提出・申請先	税務町民課・郡山年金事務所
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分～午後5時15分
8 問い合わせ先	税務町民課 町民グループ 電話0248-62-2112 郡山年金事務所（予約相談）電話0570-05-4890

1 支援の種類	上下水道料金の減免
2 支援の内容	令和3年3月検針分（2月及び3月分）の水道料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料を半額（1ヶ月分）減免いたします。また、被災後、町内へ転居した場合、転居後の水道料金等は、令和3年3月検針分まで無料とします。ただし漏水による減免は重複して行いません。
3 活用できる方	被災された上下水道使用者（法人を除く）で、り災証明書の交付を受け、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の被害の判定を受けた方。
4 必要書類	なし
5 手続き	町上下水道課において、把握した対象の方の減免措置を行いますので、申請の必要はありません。
6 提出・申請先	
7 受付日・時間	
8 問い合わせ先	上下水道課 電話0248-62-2348、2119

1 支援の種類	障がい福祉サービス等利用者負担額の減免
2 支援の内容	被災された障害福祉サービス利用者の利用者負担額を減免します。 ○免除期間：令和2年3月から6カ月以内のサービス提供分
3 活用できる方	○障がい福祉サービス利用者及びその属する世帯の生計を維持する方 ・住家の全半壊 ・本人又は主たる生計維持者が死亡又は重大な障害を負った時 ・本人又は主たる生計維持者の年収が1/4未満と予想される時 ・本人又は主たる生計維持者の年収が1/4以上1/2以下と予想される時
4 必要書類	・減免申請書 ・り災証明書 等
5 手続き	減免申請書に必要事項を記載して提出してください。
6 提出・申請先	町福祉こども課（他の税、保険料と一緒に提出される場合は、税務町民課窓口 ※審査の際に確認のご連絡をする場合があります。）
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分 ～ 午後5時15分 【日曜窓口】午前8時30分 ～ 正午
8 問い合わせ先	福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210

1 支援の種類	就学援助制度
2 支援の内容	災害により、小中学校の児童生徒を就学させることが経済的な理由で困難となった保護者に対して、学用品や学校給食費等就学に必要な費用の一部を補助します。 <u>※令和2年度2～3月分及び令和3年度分が対象となります。</u>
3 活用できる方	①～③のいずれかに該当する方 ①災害により、町民税、個人事業税、固定資産税、国民健康保険税のいずれかで減免を受けた方 ②国民年金保険料の免除を受けた方 ③半壊以上の罹災証明書を受けた方で、保護者の町民税が非課税の方。
4 必要書類	○就学援助受給申請書 ○罹災証明書 ○認定要件に応じた証明書 （税減免決定通知書、国民年金保険料免除通知書）
5 手続き	教育委員会又は各学校に備え付けの書類（就学援助受給申請書）に必要事項を記入し、認定要件に応じた証明書と併せて、教育委員会まで提出してください。（随時受付）
6 提出・申請先	教育委員会教育課 教育グループ（鏡石町公民館内）
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	教育委員会教育課 教育グループ 電話0248-62-3459

1 支援の種類	育英資金の返還猶予
2 支援の内容	災害による影響で、貸与資金の返還が困難となった方に対して、最大１年間、貸与資金の返還を猶予します。
3 活用できる方	災害により、居住されている住居が半壊以上の罹災証明書を受けており、返還猶予を希望される方
4 必要書類	○鏡石町育英資金返還猶予願書 ○罹災証明書
5 手続き	教育委員会から育英資金の貸与者に対して、返還猶予手続きのお知らせを通知します。猶予を希望される方は、必要書類を教育委員会まで提出してください。
6 提出・申請先	教育委員会教育課 教育グループ（鏡石町公民館内）
7 受付日・時間	
8 問い合わせ先	教育委員会教育課 教育グループ 電話０２４８－６２－３４５９

1 支援の種類	所得制限の緩和特例措置
2 支援の内容	児童扶養手当の支給制限を受けている方が、災害等により個人の財産に一定以上の損害を受けた場合、所得制限の特例措置が受けられます。特例措置とは、前年度の所得により判定した支給制限を一時的に解除するもので、所得に関わらず全部支給を受けられます。 ※ただし、来年以降に被災した年度の所得により再度支給判定し直し、一部または全部が支給停止になった場合は、支給した手当の差額は返還していただくことになりますのでご注意ください。 【措置期間：令和3年2月分～令和4年7月分まで】
3 活用できる方	児童扶養手当受給者のうち、災害等により財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方で、受給資格者本人や扶養義務者等の前年度の所得により、手当額の一部または全部が支給停止になっている方が対象となります。 損害とは、実損額から保険金、損害賠償金、農業共済給付金等に補填金額等を差し引いた金額となります。 (財産の種類) (1) 住宅、家財 (2) 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 (3) 事業の用に供する固定資産（無形減価償却資産を除く）
4 必要書類	1) 児童扶養手当被災状況書 2) リ災証明書等被害状況の分かる書類
5 手続き	必要書類を福祉こども課へ提出してください。
6 提出・申請先	鏡石町役場福祉こども課（鏡石町勤労青少年ホーム）
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	福祉こども課 こどもグループ 電話0248-62-2210

1 支援の種類	所得制限の緩和特例措置
2 支援の内容	特別児童扶養手当の支給制限を受けている方が、災害等により個人の財産に一定以上の損害を受けた場合、所得制限の特例措置が受けられます。特例措置とは、前年度の所得により判定した支給制限を一時的に解除するもので、所得に関わらず全部支給を受けられます。 ※ただし、来年以降に被災した年度の所得により再度支給判定し直し、一部または全部が支給停止になった場合は、支給した手当の差額は返還していただくことになりますのでご注意ください。 【措置期間：令和3年2月分～令和4年7月分まで】
3 活用できる方	特別児童扶養手当受給者のうち、災害等により財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方で、受給資格者本人や扶養義務者等の前年度の所得により、手当額の一部または全部が支給停止になっている方が対象となります。 損害とは、実損額から保険金、損害賠償金、農業共済給付金等に補填金額等を差し引いた金額となります。 (財産の種類) (1) 住宅、家財 (2) 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 (3) 事業の用に供する固定資産（無形減価償却資産を除く）
4 必要書類	1) 特別児童扶養手当被災状況書 2) リ災証明書等被害状況の分かる書類
5 手続き	必要書類を福祉こども課へ提出してください。
6 提出・申請先	鏡石町役場福祉こども課（鏡石町勤労青少年ホーム）
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	福祉こども課 こどもグループ 電話0248-62-2210

1 支援の種類	被災した児童・生徒への学用品の支給 (災害救助法に基づく支援)								
2 支援の内容	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒を対象として、必要とする教科書や必要最低限の学用品を支給します。 【支援する費用の限度額】 <table> <tr> <td>(1) 教科書、教材</td><td>実費</td></tr> <tr> <td>(2) 文房具及び通学用品</td><td></td></tr> <tr> <td>① 小学校児童</td><td>一人当たり 4,500円</td></tr> <tr> <td>② 中学校生徒</td><td>一人当たり 4,800円</td></tr> </table>	(1) 教科書、教材	実費	(2) 文房具及び通学用品		① 小学校児童	一人当たり 4,500円	② 中学校生徒	一人当たり 4,800円
(1) 教科書、教材	実費								
(2) 文房具及び通学用品									
① 小学校児童	一人当たり 4,500円								
② 中学校生徒	一人当たり 4,800円								
3 活用できる方	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒								
4 必要書類									
5 手続き	町内の各学校を通じて対象者を把握して、必要な教科書や学用品を調査した後に支給します。 (※調査結果：今回の地震による支給対象者はなし)								
6 提出・申請先									
7 受付日・時間									
8 問い合わせ先	教育委員会教育課 教育グループ 電話 0248-62-3459								

1 支援の種類	住宅の応急修理（災害救助法）
2 支援の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●修理限度額 大規模半壊、中規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 準半壊30万円。 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
3 活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊、大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります） ②応急仮設住宅（いわゆる借上住宅を含む）等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。）※ただし、以下の場合を除く ア 一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合 イ 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合 なお、この場合、応急仮設住宅の使用期間は災害発生の日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）
4 必要書類	り災証明書、被災状況写真
5 手続き	り災証明書を持参し、都市建設課へ相談してください。
6 提出・申請先	都市建設課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	都市建設課 都市グループ 電話0248-62-2116

1 支援の種類	被災家屋等の解体・撤去について
2 支援の内容	令和３年福島県沖地震の被害により損壊した家屋等の「解体」を考えられている方について、公費解体又は費用償還（自費解体）の方法があります。 【公費解体】：損壊した家屋を所有者に代わり町が解体及び撤去する。 【費用償還】：自らの費用負担で解体・撤去した所有者に対し、基準額（自費解体）の範囲で解体撤去に要した費用を償還する。
3 活用できる方	【り災証明書の被害区分】 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」 ※準半壊、一部損壊は活用できません。 ※他の制度で被災住宅の修理を行っている場合は活用できません。
4 必要書類	り災証明書
5 手続き	必要書類を持参し、健康環境課へご相談ください。
6 提出・申請先	健康環境課 環境グループ
7 受付日・時間	【平日】午前８時３０分 ～ 午後５時１５分
8 問い合わせ先	健康環境課 環境グループ 電話０２４８－６２－２１１５

1 支援の種類	鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業補助金
2 支援の内容	①災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置、更新 5人槽 166,000円（又は工事請負費のいずれか少ない額） 7人槽 207,000円（又は工事請負費のいずれか少ない額） 10人槽 274,000円（又は工事請負費のいずれか少ない額） ②災害に伴う既設の合併処理浄化槽の改築（修理、機材交換等） 環境大臣に協議し承認を得た額（承認まで最短1ヶ月を要す）。
3 活用できる方	公共下水道、農業集落排水区域外で、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う合併処理浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新、又は②既設の合併処理浄化槽の改築（修理、機材交換等）を行う方。
4 必要書類	補助金交付申請書（添付書類含む）、見積書、り災証明書、設備の故障が確認できる書類、保守点検記録簿、位置図、図面、写真等
5 手続き	申請前（承認前）の事前着手は対象外となりますので、事前に上下水道課にご相談ください。
6 提出・申請先	上下水道課
7 受付日・時間	（平日）午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	上下水道課 下水道グループ 電話0248-62-2119

1 支援の種類	農業被害証明書交付
2 支援の内容	令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けた農業者等の経営の再建を図るため、セーフティネット資金等の融資を申し込むにあたり「被災証明書」が必要となる農業者に対し、証明書を交付する。 ■資金の内容（詳細は取扱い金融機関でご確認ください） ○農林漁業セーフティネット資金（災害） ・資金使途 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） ・貸付限度額 600万円 ・利 率 0.16%（令和3年1月19日現在） ○農林漁業施設資金（災害復旧施設） ・資金使途 災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金 ・償還期限 15年以内（うち据置3年以内） ・貸付限度額 負担額の80%または1施設当たり300万円のいずれか低い額 ・利 率 0.16%～0.20%（令和3年1月19日現在） ＜取扱融資機関＞ 日本政策金融公庫 福島支店（福島市）
3 活用できる方	生産物、家畜又は農林業用資産に被害を受けた農業者
4 必要書類	・被害状況写真 ・被害所在地が確認できる地図 等
5 手続き	必要書類を持参し、産業課へ申請してください
6 提出・申請先	産業課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	産業課 農政グループ 電話0248-62-2118

1 支援の種類	農業等の被害相談窓口
2 支援の内容	令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けた農業用ハウスや農業用機械等の再建及び修繕など、営農を再開する農業者へ支援します。 ※予算措置後の対応となります。
3 活用できる方	農業施設・機械等に被害を受けた農業者
4 必要書類等	被災した営農資産（農機具等）の状況写真
5 手続き	必要書類を持参し、産業課へ相談してください。
6 提出・申請先	産業課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	産業課 農政グループ 電話0248-62-2118

No. 19

農地等の被害相談窓口

1 支援の種類	農地等災害相談
2 支援の内容	農地・農業用施設復旧に対する支援
3 活用できる方	法面崩壊等の被害を受けた農地・農業用施設の所有者または耕作者
4 必要書類	被災した農地等の写真
5 手続き	必要書類を持参し、産業課または都市建設課へ相談してください。
6 提出・申請先	産業課、都市建設課
7 受付日・時間	【平 日】午前8時30分 ～ 午後5時15分
8 問い合わせ先	産 業 課 農政グループ 電話0248-62-2118 都市建設課 事業グループ 電話0248-62-2116

No. 20

被災中小企業・小規模事業者 特別相談窓口

1 支援の種類	被災中小企業・小規模事業者 特別相談窓口
2 支援の内容	令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に伴う「特別労働相談窓口」を開設しています。
3 活用できる方	令和3年福島県沖を震源とする地震により被災された被災中小企業・小規模事業者
4 必要書類	
5 手続き	
6 提出・申請先	①東北経済産業局産業部中小企業課 ②日本政策金融公庫郡山支社 ③福島県信用保証協会 ④福島県商工会連合会 ⑤福島県よろず支援拠点
7 受付日・時間	【平 日】午前9時 ～ 午後5時
8 問い合わせ先	①東北経済産業局産業部中小企業課 022-221-4922 ②日本政策金融公庫郡山支社 024-923-7140 ③福島県信用保証協会 024-526-2331 ④福島県商工会連合会 024-525-3411 ⑤福島県よろず支援拠点 024-954-4161

1 支援の種類	日本政策金融公庫 災害復旧貸付
2 支援の内容	日本政策金融公庫が、災害により被害を被った中小企業、小規模事業者に対して行う貸付制度です。 ○貸付限度額： （中小企業事業）1 億5000 万円 （国民生活事業）3,000 万円
3 活用できる方	中小企業、小規模事業者
4 必要書類	制度の利用には条件があります。詳細は、日本政策金融公庫にご確認ください。
5 手続き	
6 提出・申請先	（中小企業事業）日本政策金融公庫福島支店 （国民生活事業）日本政策金融公庫郡山支店
7 受付日・時間	【平 日】午前9時 ～ 午後5時
8 問い合わせ先	（中小企業事業）日本政策金融公庫福島支店 電話024-522-9241 （国民生活事業）日本政策金融公庫郡山支店 電話024-923-7140

No. 22

中小企業基盤整備機構小規模企業共済災害貸付

1 支援の種類	小規模企業共済災害時貸付
2 支援の内容	中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済の共済契約者に対して行う貸付制度です。 貸付限度額：1,000万円
3 活用できる方	小規模企業共済契約者
4 必要書類	制度の利用には条件があります。詳細は、中小企業基盤整備機構共済相談室にご確認ください。
5 手続き	
6 提出・申請先	中小企業基盤整備機構共済相談室 中小企業基盤整備機構東北本部特別相談窓口
7 受付日・時間	【平日】午前9時～午後5時
8 問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 電話050-5541-7171 中小企業基盤整備機構東北本部特別相談窓口 電話022-716-1751

1 支援の種類	セーフティネット保証
2 支援の内容	自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者の保証を、通常の保証限度額と別枠で100%保証する制度です。 保証限度額： （一般保証）2 億円、（無担保保証）8,000 万円
3 活用できる方	中小企業者
4 必要書類	制度の利用には条件があります。詳細は、福島県信用保証協会にご確認ください。
5 手続き	
6 提出・申請先	福島県信用保証協会
7 受付日・時間	【平 日】午前9時 ～ 午後5時
8 問い合わせ先	福島県信用保証協会 電話024-526-2331

1 支援の種類	鏡石町中小企業制度資金利子補給補助金
2 支援の内容	限度額（1,000万円）か貸付額のどちらか低い方の額に対する償還利子額の1／2以内の額を交付。対象期間は3年間。 ※予算の範囲内で交付する。 ※補助金の流れ（町→商工会（申請窓口）→申請者）
3 活用できる方	町内の中小企業者が鏡石町商工会のあっせんにより、銀行等金融機関から借り入れたもの。
4 必要書類	
5 手続き	
6 提出・申請先	鏡石町商工会 電話0248-62-2340
7 受付日・時間	【平日】午前8時30分～午後5時
8 問い合わせ先	鏡石町商工会 電話0248-62-2340

No. 25

中小企業等グループ補助金 (なりわい再建支援事業)

1 支援の種類	中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
2 支援の内容	令和3年福島県沖地震により被害を受けた県内中小企業等がグループとして一体となり、復興事業計画に基づき行う施設・設備の復旧等の費用の一部を補助する。
3 活用できる方	令和3年福島県沖を震源とする地震により被災された中小企業等グループに参加する構成員
4 必要書類	制度の詳細が決定次第お知らせいたします。
5 手続き	制度の詳細が決定次第お知らせいたします。
6 提出・申請先	詳細が決定次第お知らせいたします。
7 受付日・時間	【平 日】午前9時 ～ 午後5時
8 問い合わせ先	福島県経営金融課 024-521-8406